

○東松山市第 2 子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化実施要
綱

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

決裁

改正 平成 2 8 年 3 月 2 5 日決裁

令和 3 年 3 月 1 0 日決裁

令和 5 年 3 月 1 7 日決裁

令和 6 年 3 月 2 9 日決裁

東松山市第 3 子以降保育園保育料無料化実施要綱（平成 2 4 年 3 月 3 0 日決裁）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、第 2 子以降特定教育・保育施設等利用者負担金の無料化を実施することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設等 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び同法第 2 9 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (2) 第 2 子以降の児童 保護者等が現に養育している児童と当該児童の兄弟姉妹（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 7 7 条第 1 項に規定する兄弟姉妹をいう。）がいる世帯で、当該世帯の年齢の高い順から 2 人目以降で、かつ、当該年度の初日の前日における年齢が 3 歳に達していない児童をいう。
- (3) 保護者等 第 2 子以降の児童を養育している父母、祖父母等をいう。
- (4) 利用者負担金 東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則（平成 2 7 年東松山市規則第 3 0 号）第 3 条に規定する利用者負担金

をいう。

(対象児童)

第3条 この事業の対象となる児童は、市内に住所を有し、特定教育・保育施設等を利用している第2子以降の児童とする。

(利用者負担金の無料化)

第4条 市長は、前条の規定に該当する児童であると認めたときは、当該児童に係る利用者負担金を無料とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、当該児童の保護者等が利用者負担金等を滞納しているときは、利用者負担金を無料化しないことができる。

(無料化の申請)

第5条 利用者負担金の無料化を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東松山市第2子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(無料化の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合において、利用者負担金の無料化を決定し、又は却下したときは、東松山市第2子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に対し通知するものとする。

(利用者負担金の無料化の取消し及び請求)

第7条 市長は、前条の規定により利用者負担金の無料化の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者負担金の無料化を取り消し、免除した利用者負担金に相当する額を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 特定教育・保育施設等の入所要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 無料化の対象児童以外の児童に係る利用者負担金を3月分以上滞納したとき。
- (5) その他市長が免除を取り消すべきものと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により保育料の免除を取り消したときは、東松山市第2子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に保育料を滞納している者に係る無料化については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月25日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、第1条の規定による改正前の東松山市第3子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化実施要綱、第2条の規定による改正前の東松山市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、第3条の規定による改正前の東松山市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱、第4条の規定による改正前の東松山市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱、第5条の規定による改正前の東松山市重度知的障害者共同生活援助事業借上料補助金交付要綱、第6条の規定による改正前の東松山市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱、第7条の規定による改正前の東松山市精神障害者短期宿泊（シェルター）事業実施要綱、第8条の規定による改正前の東松山市後期高齢者医療保険料徴収方法変更に係る認定要綱、第9条の規定による改正前の老人福祉法に基づく措置の実施に関する要綱、第10条の規定による改正前の東松山市介護保険福祉用具購入費受領委任払

い制度実施要綱、第11条の規定による改正前の東松山市介護保険住宅改修費受領委任払い制度実施要綱、第12条の規定による改正前の東松山市介護保険制度における境界層措置実施要綱、第13条の規定による改正前の東松山市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱及び第14条の規定による改正前の東松山市専用水道規制事務取扱要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年3月10日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東松山市第3子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年3月29日決裁）

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

東松山市第2子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化申請書

東松山市長 宛て

申請者 住 所：

氏 名：

電 話：

東松山市第2子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化の対象児童に係る利用者負担金の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

ただし、過年度利用者負担金等に未納がある場合は、必ず完納することを申し添えます。

記

| 児 童 氏 名 | 続柄 | 生年月日 | 同居 別居 の別 | 備 考 〔保育園又は幼稚園等に在 籍している場合は園名を 記入してください。〕 |
|---------|----|-------|----------------|--|
| | | 年 月 日 | 同・別 | |
| | | 年 月 日 | 同・別 | |
| | | 年 月 日 | 同・別 | |
| | | 年 月 日 | 同・別 | |
| | | 年 月 日 | 同・別 | |
| | | 年 月 日 | 同・別 | |

※ 現に養育している児童を全て記入してください。

監護・生計同一申立(現に養育している児童と別居している場合に記入してください。)

| 別居の理由 | |
|--|---|
| 監 護 ・ 生 計 同 一 の 事 実 | 1 毎月金品の仕送りをしている。(月 円) |
| | 2 毎月ではないが金品の仕送りをしている。(月 円) |
| | 3 生活が苦しいため金品の仕送りはできないが子どもに対する監督・保護は行っている。 |
| | 4 就業しており自活できる収入を得ているが子どもに対する監督・保護は行っている。 |
| | 5 日常生活について指示、連絡を行っている。 |
| | 6 休暇等には帰省している。 |
| | 7 別居の理由が消滅したときは、再び起居をとにもする。 |
| | 8 その他() |

※添付書類：現に養育している児童と別居している場合は、別居する児童の世帯全員の住民票や仕送り明細など、監護の事実を確認できる書類を提出してください。

<注意事項>

- 1 扶養義務者が扶養している子で、出生の最も早い者から数えて2番目以降かつ3歳未満児に係る利用者負担金を無料とします。
- 2 世帯員、就労状況等に変更(児童の死亡、結婚等により扶養しなくなった等)があった場合は速やかに届出をお願いします。
- 3 第2子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化申請書は年度ごとに提出が必要になります。
- 4 利用者負担金無料化が決定した後に次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合には、無料化の決定を取り消すこととなります。なお、無料化の対象になった分の利用者負担金を改めて請求することがあります。
 - (1) 虚偽の申請があったとき。
 - (2) 特定教育・保育施設等の入所要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 住所が市外へ移ったとき。
 - (4) 第2子以降の児童ではなくなったとき。
 - (5) 無料化の対象児童以外の児童に係る利用者負担金を3月以上滞納したとき。
 - (6) その他市長が無料化を取り消すべきものと認めたとき。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

東松山市第2子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化決定(却下)通知書

東松山市長



年 月 日付けで提出のありました第2子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

| 無料化対象児童氏名 | 無料化前利用者負担金額 | 無料化後利用者負担金額 | 無料化の期間 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|
| | 円 | 円 | 年 月から 年 月まで |
| | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | |
| ※ 却下の理由 | | | |

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

東松山市第2子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化取消通知書

東松山市長



年 月 日付けをもって決定しました第2子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化を下記の理由により取り消しましたので、東松山市第2子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 無料化対象児童氏名

2 無料化取消年月日 年 月 日

3 無料化取消理由

4 無料化取消に伴う利用者負担金請求額

| 児童名 | 請求額 | 備考 |
|-----|-----|------|
| | 円 | 年 月分 |

| 児童名 | 請求額 | 備考 |
|-----|-----|------|
| | 円 | 年 月分 |

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)